

「令和5年度平川市二十歳の成人式しおり」に掲載する広告の募集について

令和5年度平川市二十歳の成人式において配布する「しおり」に掲載する広告を下記のとおり募集します。

広告収入については、式典実施のため活用させていただきます。

※民法改正によって、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、平川市ではこれまでどおり「年度内に20歳を迎える方」を対象に式典を開催します。

1. 掲載場所

令和5年度平川市二十歳の成人式にて参加者などに配布するしおり（A5サイズ・モノクロ印刷）の巻末3ページ

2. しおり印刷部数

350部

3. 募集枠数

全30枠のうち、1枠分または2枠分または4枠分

4. 広告のサイズ

1枠の場合：縦30mm × 横60mm

2枠の場合：縦30mm × 横125mm または
縦65mm × 横60mm

4枠の場合：縦65mm × 横125mm

5. 広告掲載料

1枠 3,000円（2枠の場合は6,000円、4枠の場合は12,000円）

6. 申し込み締切

令和5年9月29日（金曜日）

7. 申し込みにあたっての注意事項

- ・お申し込みになる場合は、必ず事前に「平川市有料広告取扱要綱」及び「平川市有料広告掲載に係る判断基準」をご確認ください。
- ・広告については、各自で作成してください。（完全データ入稿）
※データ形式:PDF・JPEG・PNG(その他についてはお問い合わせください。)
- ・広告には、掲載される方の名称、住所及び連絡先を表示するとともに、参加者に向けたお祝いメッセージを掲載してください。
- ・広告内容及びデザインについて、修正をお願いする場合がありますのでご了承ください。なお、修正に対応いただけない場合には、申し込みや掲載をお受けできない場合がございます。
- ・募集枠数を超える申し込みがあった場合は、市内に事業所を有する方を優先とさせていただきます。ただし、それでも決定できない場合は、抽選により決定させていただきます。
- ・広告掲載の順序は、原則として申し込み順に、しおりの上部から掲載します。

8. 申し込みから掲載まで

- ① 市ホームページより「令和5年度平川市二十歳の成人式印刷物広告掲載申込書」をダウンロードしてください。
- ② 掲載申込書に必要事項をご記入の上、次の添付書類等を添えて、下記送付先住所あてに郵送（封筒に「平川市二十歳の成人式しおり広告掲載申込み」と記載）またはご持参ください。

【添付書類等】

- (1) 事業者にあつては当該事業の概要が分かる書類(会社案内、パンフレット等)
- (2) 広告の案
- (3) その他、必要とする書類の提出をお願いすることがあります。

【送付先住所】

〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6
平川市教育委員会 生涯学習課 社会教育係

- ③ 広告内容を広告選定委員会にて審査します。
なお、掲載が可能と判断されたもので、掲載希望が枠数より多い場合には、市内に事業所を有する方を優先とさせていただきます。ただし、それでも決定できない場合は、抽選により決定させていただきます。
- ④ 申込締切後2週間程度で、広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書を送付します。
- ⑤ 広告掲載決定の通知を受けた方は市から送付する納付書により令和5年1月3日（金曜日）まで広告掲載料をお支払いください。
- ⑥ 広告掲載料のお支払いを確認したうえで、広告を掲載します。お支払いが確認できない場合は、掲載を取り消す場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 掲載する広告のデータを令和5年1月3日（金曜日）までに生涯学習課社会教育係までご提出ください。（データに関しては、電子メールで提出して頂いても結構ですが、その場合、メールのタイトルや本文に広告のデータであることを明記してください）。
なお、期日までにデータの提出がない場合には、掲載を取り消しさせていただきますのでご了承ください。
- ⑧ 12月中旬にしおりの印刷を行い、令和6年1月7日（日曜日）の令和5年度平川市二十歳の成人式にて参加者などに配布されます。

【注意】

- 掲載できない広告について
広告の内容が次のようなものは、掲載できません。
 - (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (5) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの
- ※ 詳しくは、「平川市有料広告取扱要綱」及び「平川市有料広告掲載に係る判断基準」をご覧ください。
- 広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為は禁止されます。